学校法人植草学園におけるカスタマー・ハラスメントへの対応に関する基本方針

〔令和８年１０月８日　理事長決定〕

１　基本方針策定の目的

近年、社会全体においてカスタマー・ハラスメント（以下「カスハラ」という。）が深刻な社会問題となっています。また、令和７年６月に公布された改正労働施策総合推進法（令和７年法律第６３号）により、令和８年１０月１日からは事業主に対してカスハラ防止に向けた措置を講ずることが義務付けられました。

教育・保育の現場において、カスハラにより教職員の就業環境が損なわれることは、学生、生徒及び園児に対する安定的かつ質の高い教育・保育の提供に支障をきたすおそれがあります。

学校法人植草学園（以下「本学園」という。）は、教職員一人ひとりの人格と尊厳を尊重し、安全で安心して働くことのできる職場環境を確保するため、カスハラに対して毅然とした態度で、組織的かつ適切に対応し、教職員の心身の健康を守ります。

また、本学園は、学園が設置運営をする大学、高等学校、認定こども園等におけるカスハラに対する考え方及び対応方針を明確にすることにより、保護者や地域社会をはじめとする関係者からの正当な意見や要望を尊重しながら、相互の信頼関係の構築に努め、教育・保育の質の向上につなげてまいります。

以上の考え方に基づき、本学園は「カスタマー・ハラスメントへの対応に関する基本方針」を定めます。

２　本学園におけるカスハラの定義

（１）　カスハラの主体及び対象

本方針におけるカスハラの主体は以下とします。

ア　学生・生徒・園児等の保護者、保証人、親族及び知人

イ　本学園が設置又は運営する施設の利用者、利用者の家族、親族及び知人

ウ　来校者又は来園者、卒業生、取引業者の担当者

エ　地域住民その他本学園の業務に関係を有する者（以下「学生・生徒・園児等関係者」という。）

またカスハラの対象は、専任・非常勤の教職員及び派遣労働者等、本学園において就労する者とします。

（２）　カスハラに該当する行為

本学園では、学生・生徒・園児等関係者の言動であって、教職員等が従事する業務の性質その他の事情に照らし、社会通念上許容される範囲を超えたものにより、教職員等の就業環境を害するものをカスハラと位置付けます。以下は代表的な例であり、これらに限られるものではありません。なお、正当な苦情、意見又は要望のすべてがカスハラに該当するものではありません。また、障害のある学生等又はその保護者等による、不当な差別的取扱いの是正や社会的障壁の除去を求める意思の表明は、これに該当しません。

ア　身体的な攻撃

・殴る、蹴る、叩く、突き飛ばす、物を投げつけるなどの暴力行為

・机を叩く、椅子を蹴るなど、器物の破損や威嚇につながる行為

イ　精神的な攻撃

・侮辱的な発言や人格を否定する言動

・暴言、罵声、恫喝、威圧的な叱責又は過度な大声による威圧

・同一内容の要求等を執拗に繰り返す行為

・言葉尻や表現上の誤りを殊更に取り上げて責め立てる行為

・脅迫や威嚇、反社会的勢力との関係を示唆するなど、恐怖を与える言動